

年 月 日

様

2022 年 4 月 1 日受付分より墓碑刻銘
からプレート貼付け方法に変更と
なりました。
墓碑刻銘は受付出来ません。2 ページ目の
変更の経緯を必ずご確認ください。

〒540-0004 大阪府中央区玉造 2-2 4-2 2
カトリック大阪高松大司教区
教区本部事務局
総務課(墓地納骨堂担当)
電話 06-6941-9705
(時間: 平日 9 時 30 分～16 時 30 分)
E-mail: kanri@ostk.catholic.jp

カトリック阿倍野共同納骨所のご案内

†主の平和

カトリック阿倍野共同納骨所のご案内およびお申込み書類をお送りしますので、ご検討ください。

祈りのうちに

同封書類

1. カトリック阿倍野共同納骨所 使用管理規程
2. 阿倍野共同納骨所使用申込書
3. 誓約書
4. 郵便払込票

カトリック阿倍野共同納骨所(大阪市設南霊園内)

所在地: 大阪市阿倍野区阿倍野筋4-19-115

使用場所: 3 区代地 80 番内

金塚南交差点付近の出入口が徒歩での最寄りとなります。

(10～12 ページの地図及び交通手段はご確認ください)

開園時間: 8:30～17:00

事務所: 大阪市設南霊園管理事務所:06-6661-5924 (月曜日を除く)

ご注意

阿倍野共同納骨所は大阪市設南霊園内にあり、阿倍野教会からは離れた場所にあります。
現地見学の際には、大阪市設南霊園の所在地をご確認の上、お越してください。

小教区共同納骨所について

同じエリア内(3 区代地 80 番内)に小教区が管理する共同納骨所がございます。
小教区の共同納骨所へのお申込み等は下記小教区へ直接お問い合わせください。
阿倍野教会 ・ 堺ブロック(堺教会・泉北教会・金剛教会)

墓碑刻銘からプレート貼付へ変更の経緯について

ここ5年ほどの間に個人墓地の使用を止めて(墓じまいして)共同納骨所に改葬する(ご遺骨を移す)方が多くなった事もあり、阿倍野共同納骨所も数年先には墓碑の刻銘スペースが無くなる事が判明しました。墓碑の増設も検討しましたがスペースの問題から頓挫しています。

なお、大阪高松教区が管理している他の共同納骨所は全て今回と同様のプレートを霊標に貼る方法になっています。以上の状況を検討し、阿倍野共同納骨所も刻銘を止めてプレート貼付け方法に切り替える事を決定しました。

多くの信徒の方に阿倍野共同納骨所を使用していただくための改定として、ご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、2022年4月1日の新規申込受付分から、プレート貼付け方法に変更となり、2022年10月末に最初のプレートを設置いたしました。本案内の7ページの写真をご参照ください。

また、プレート貼付けの変更に伴い、料金の改定を行いましたので、2022年3月までの旧案内をお持ちの場合は使用料等の金額が異なっております。お間違いのないようご注意ください。

メモリアルタブレットは、既に納骨したご遺骨分も受付可能です。希望する場合は、教区本部事務局総務課(墓地納骨堂担当)までご連絡ください。

使用申込費用一覧（被収蔵者1名につき）

- ☐ ご納骨だけをご希望の場合
追加分 0 円 使用料のみ 50,000 円（非課税）
- ☐ ご納骨と追加でプレートをご希望の場合
追加分 11,000 円（税込） 使用料と合算して 61,000 円
- ☐ ご納骨と追加でメモリアルタブレットをご希望の場合
追加分 11,000 円（税込） 使用料と合算して 61,000 円
- ☐ ご納骨と追加でプレート及びメモリアルタブレットをご希望の場合
追加分 22,000 円（税込） 使用料と合算して 72,000 円

※ プレート及びメモリアルタブレットは希望者のみとなります。
ご希望の場合は使用料と合算してお振込みください。

※ プレート位置は使用申込み順となり、生前予約はプレート位置確保のみとなります。
2022年10月末現在のプレート設置写真をご参照ください。（本案内4ページ）

使用料 <u>（ご納骨のみ）</u>	（被収蔵者1名につき）50,000 円（非課税）
プレート作成・張付費用	（被収蔵者1名につき）11,000 円（10,000 円＋消費税）
メモリアルタブレット作成費用・送料	（被収蔵者1名につき）11,000 円（10,000 円＋消費税）

申込みに関してのご注意等

- お申込みいただけるのは、原則としてカトリック大阪高松大司教区の信徒とそのご家族です。
生前のご予約もお受けしております。
- 使用申込時にご納骨がある方は本案内の「埋火葬許可証」をご確認ください。
- 被収蔵者(亡くなられた方)の洗礼の有無は問いません。
ただし、納骨式やお祈りなどはカトリックの典礼に則っていただきます。
- 大阪市設南霊園は現地見学及び墓参は自由です。
ただし、大阪市設南霊園の開園時間は 8 時 30 分～17 時 00 分です。
- 本納骨所は合葬・共同埋葬墓となり、ご納骨後の改葬・出骨はできません。
- 使用料以外の費用(維持管理費)は必要ありません。
- 納骨所使用に当たっては、大阪市条例「墓地、埋葬等に関する法律」、「同施行規則」、
及び教区の「納骨所使用管理規程」に定められていることを、厳守していただく必要があります。

使用申込方法

- 阿倍野共同納骨所使用申込書と誓約書を教区本部事務局総務課までご提出ください。
- 郵送にて使用申込みができます。
- 使用申込書と誓約書はお一人様につき 1 枚ずつが必要となります。
未記入の使用申込書であれば必要によりコピーをしてご使用をいただけます。
- 使用申込書の所属教会司牧担当者記入欄は、使用申込者様から必ず所属教会で記入、
押印していただいでください。
- 使用料及び(希望者のみ)プレート・メモリアルタブレット代の納入をお願いします。
- 郵便局または銀行からお振込みください。なお、現金によるお納めはお断りしております。
- 複数名同時申込の場合は合算でお振込みいただけます
- 納入された納骨所使用料については、如何なる理由でもお返しできません。
- 教区本部事務局から「領収書」はお送りいたしません。お振込時の郵便振替受付票、
または銀行口座振込依頼書等で領収書にかえさせていただきます。

<銀 行>

銀 行 名	三井住友銀行 玉造支店
口座番号	普通預金 395132
口座名義	カトリック大阪高松大司教区墓地納骨堂口 代表役員 前田 万葉

<郵便振替>

口座番号	00990-5-0023744
加入者名	カトリック大阪高松大司教区

使用許可

- 使用許可は使用申込書類受領及び使用料の入金確認後、約 2～3 週間かかります。
- 使用許可書を使用者のご自宅へお送りしますので、お手元にて保管ください。
納骨時に使用許可書はご返還をいただきます。
- 使用申込時にご納骨の予定がある場合は、納骨届と納骨袋を一緒にお送りします。
- 生前予約の使用許可後は、将来ご納骨するまでお手続きはございません。

納 骨

- 本納骨所は合葬・共同埋葬墓となり、ご納骨後の改葬・出骨はできません。
- 原則、ご納骨は年 1 回の合同墓参時のみとなります。
- 納骨式は必要です。所属教会司祭に必ずご相談ください。
所属教会司祭とご相談の上、別日に納骨式を行うことも可能でございます。
- 当日は現地管理事務所での手続きは不要ですので、直接、共同納骨所へお越しください。
納骨式が終わられましたら、そのままお帰りください。
- ご遺骨は教区本部事務局または所属教会から支給する布袋にて入れてご納骨ください。

合同墓参・合同納骨式

- 毎年 11 月 3 日(祝日)午後 2 時からとなります。
ただし、11 月 3 日が日曜日の場合は、11 月 4 日の午後 2 時となります。
- 現地集合・現地解散となります。
- 合同納骨式は、事前に納骨事務手続きを完了した方のみとなります。
- 当日は現地にてお声掛けしますので、集合時間までに現地にお越しください。
- 例年、合同墓参には多くの方が参列されますので、共同納骨所周辺は大変混雑します。
そのため、骨壺から納骨袋へのご遺骨の移し替えは事前に行ってください。
- 雨天などにより当日合同墓参が中止になる場合でも、ご納骨だけ行う場合がございます。
その年度の納骨するご家族にご案内する墓参案内をご確認ください。
- 合同納骨式でご納骨する場合は、遅くとも 9 月末までには「納骨届」をご提出ください。
ただし、プレートをお作りになる場合は、製作期間を考慮し 8 月末までには納骨届をご提出ください。

納骨届

- 使用許可時にご納骨がある方には、「使用許可書」と一緒に「納骨届」と「布袋」をお送りします。
- 生前予約は将来ご連絡をくださった方に「納骨届」と「布袋」をお送りし、納骨の説明をいたします。
- ご納骨の事務手続きは郵送で可能ですので、必ずご納骨日までにお手続きください。
- 大阪市設南霊園への埋蔵手続きは教区本部事務局が行いますので、ご納骨当日に現地管理事務所へお寄り頂く必要はございません。
- 埋蔵手続きを行う際に故人様のお名前の読み方の記入が必要なため、納骨届のお名前のフリガナを必ずご記入ください。
- 納骨届をもとにプレート・メモリアルタブレット(希望者のみ)をお作りします。詳細は本案内の各項をご確認ください。

埋火葬許可証（改葬の場合は改葬許可証・分骨の場合は分骨証明書）

- **ご納骨の際には埋火葬許可証の原本がないと納骨出来ません。（コピー不可）**
- お手元に埋火葬許可証（原本）がない場合は、下記の再交付申請場所へ申請をお願いします。

再交付申請場所（①②両方必要です）

- ① 埋火葬許可証の再交付（交付済証明書）⇒ 死亡届をご提出した市区町村役場
- ② 火葬（済）証明書 ⇒ 火葬をされた斎場

再交付申請の際のご注意

阿倍野共同納骨所は埋火葬許可証交付済証明書と火葬（済）証明書の両方が必要となります。（埋火葬許可証交付済証明書、または火葬（済）証明書だけではご納骨不可）

改葬許可証

他墓地や霊園にあるご遺骨を本納骨所へ移す場合は、現在、納骨している市区町村役場にて改葬許可申請の手続きが必要となります。

下記が大まかな流れとなりますので、ご参照ください。

- ① 現納骨先発行の収蔵（埋葬）証明書 ⇒ ご遺骨があるという証明
- ② 大阪市設南霊園発行受入証明書 ⇒ ご遺骨を受け入れるという証明
南霊園管理事務所への申請費用として郵便局定額小為替 250 円と郵送料 110 円をご用意の上、教区本部事務局へお送りください。
教区本部事務局から南霊園管理事務所へ受入申請手続きを行います。
- ③ ①と②がご準備出来ましたら、現在ご遺骨がある墓地（霊園など）の市区町村役場で改葬許可申請を行ってください。許可が出ましたら、「改葬許可証」が交付されます。
- 自治体により改葬許可申請時に埋火葬許可証の再交付の時間を要することもあります。
- 申請手続きをされる際には、事前に市区町村役場に問い合わせを行い、必要書類や郵送で対応可能の是非について、その確認をお勧めします。
- 埋火葬許可証は原本がお手元にあれば、有効期限はありませんのでご納骨いただけます。
- 自治体により若干名称や許可証の大きさ等が異なる場合がございます。

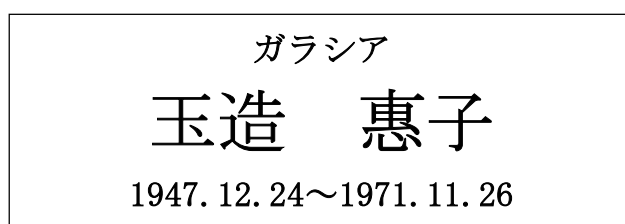
プレート（希望者のみ・別途費用要）

- 納骨届のご記入内容をもとにプレート作製及び墓碑への貼付けを行います。
納骨届のご提出時期により、納骨時にプレートが未設置になる場合がございます。
- プレート貼付けは原則、年 1 回（10 月末）のみとなります。
10 月末設置の場合は、プレート締切は毎年 8 月末となります。
ただし、プレート申込枚数が多い場合は、10 月末とは別の時期にお作りする場合がございます。
- 納骨前にプレート設置完了を希望する場合は、プレート締切や作製期間をご考慮の上、納骨届のご提出をお願いします。なお、短納期のプレート設置はお受け出来ません。
- 納骨届のご記入内容をもとにプレートをお作りしますが、ご記入内容に確認が必要になる場合は、プレート作製が間に合わない場合がございます。
- 墓碑にプレート貼付けしますので、当然のことですが貼付け後の修正等は出来ません。

プレート設置の順番について

- プレートは縦並びのみとなります。
- プレートの位置は使用申込順で決まります。
ご家族様でも使用申込みの時期が異なりますとプレートの位置は離れます。
- ご家族様でプレートを縦列の並びで希望する場合は、同時にご家族分を一括でお申込みしてください。
- 複数名の一括のお申込みの場合は、使用申込書に縦列の並び順を必ずご記入ください。
- 生前予約の場合は、プレート位置の確保のみとなります。
将来、ご納骨の際にプレートをお作りして貼り付けます。

***現地プレートイメージ（ステンレス製 縦 30mm×横 80mm）**



プレート・メモリアルタブレットの表記について

- 納骨届は楷書体でハッキリと大きくご記入ください。
- 旧字体や間違いやすい漢字の場合は、納骨届の余白などにご注意書きください。
- 特殊文字(旧字など)をご希望する場合は別途費用(実費)が必要となります。
別途費用が必要な場合は、教区本部事務局から使用申込者様へ連絡いたします。

例： 渡辺・渡邊・渡邊 / 浜田・濱田・濱田 / 吉・吉 / 山崎・山崎

高橋・高橋 / 斎藤・齋藤・斉藤・齊藤 / 沢・澤

エ・エ・ゑ / 恵・恵 / 蔵・藏 / 真・眞 / 巖・巖 など

- 洗礼名は「・」や「濁点」や「ー」などもご注意ください。
- 洗礼名(聖人名)は原則、納骨届の記入通りに刻銘します。間違わない様にご注意ください。
- 洗礼名は同聖人でも届出者が納骨届にご記入した表記で刻銘をいたしますので、刻銘表記が他のプレートの刻銘文字と異なる場合がございます。

例： マキシミリアノ ・ マリア ・ コルベ または

マキシミリアノ マリア コルベ

⇒ 「・」が無い場合は、名前の間は空白となります。

ヨゼフ または ヨセフ ⇒ 「濁点」

エリザベート または エリザベト ⇒ 「ー」

アウグスチノ や アウグスティヌス や アウグストゥス など

カトリック阿倍野共同納骨所のプレートについて

阿倍野共同納骨所は現石碑にプレート貼付けを行います。

正面から見て左側の墓碑外側



プレート設置状況（2022年10月末現在）



プレート設置写真 （2022年10月末時点）

生前予約の場合は、将来、プレートをお作りになるまで、プレートはありません。

写真のようにプレートの位置を確保します。

メモリアルタブレット(希望者のみ・別途費用要)

- 大阪高松教区の他の共同納骨所と同じメモリアルタブレットとなります。
- 納骨届に記入される洗礼名・お名前・生年月日・帰天日をもとに作製します。
- 生年月日及び帰天日は西暦表記となります。
- 生年月日や帰天日をご不明な場合は納骨届に「不詳」とご記入ください。
メモリアルタブレット表記は空白となります。
- 表記する文字等については前項の「プレートの表記について」をご参考ください。

(クリスタル製 高さ 94mm×幅 64mm×厚み 20mm)



* 合同墓参の案内発送の中止について *

阿倍野共同納骨所の使用者様へは例年 10 月初旬に合同墓参のご案内をお送りしておりますが、2023 年度を最後に合同墓参のご案内をお送りすることを中止いたしました。

理由といたしましては、教区内共同納骨所の甲山及び和歌山共同納骨所の使用者様へは墓参の案内はお送りしておりません。

なお、舞子およびとべら共同納骨所の使用者様へのご案内も同じく昨年度中止をいたしました。また、教区の納骨堂や共同納骨所の使用者様の住所不明や墓参案内の受取りを辞退される方が年々増えております。

今後は教区ホームページの「墓地・納骨堂サイト」にて合同墓参をご案内し、必要により教区本部事務局へお問い合わせください。

* 小教区共同納骨所について *

同じエリア内 (3 区代地 80 番内) に小教区が管理する共同納骨所がございます。

小教区の共同納骨所へのお申込み等は下記小教区へ直接お問い合わせください。

阿倍野教会 ・ 堺ブロック(堺教会・泉北教会・金剛教会・橋本教会)

カトリック大阪高松大司教区ホームページ

- 大阪高松大司教区が管理する納骨所・納骨堂について案内しています。
 - ⇒よくある質問などもまとめて掲載しています。
 - ⇒管理規程、使用申込書などの書類をダウンロード・印刷して利用いただけます。

カトリック大阪高松大司教区ホームページ <https://ostk.catholic.jp/>



画面を下にスクロールする



こちらをクリック



カトリック墓地
納骨堂 納骨所



こちらの QR コードからも
ご覧になれます。



(※ 現在リニューアル中につき教区名の表記等が異なる場合がございます。)

カトリック阿倍野共同納骨所 参考写真



合葬（共同埋葬）は祭壇の地下に納骨していただきます。
プレートは正面左側の石板の外側からの設置となります。※ 7 ページ参照

墓碑（石板）の裏側



※新規の墓碑刻銘受付はございません。

カトリック阿倍野共同納骨所への行き方



【最寄駅】

- 大阪メトロ（地下鉄） 谷町線「阿倍野」駅下車 （徒歩約 5 分）
⑥番出口を出て西方向
- 阪堺電気軌道、上町線阿倍野下車 （徒歩約 5 分）
阿倍野交差点を南へ渡り西方向へすぐ
- 大阪メトロ（地下鉄） 御堂筋線天王寺駅、JR 天王寺駅、近鉄南大阪線阿部野橋下車
（徒歩約 15 分）
阿倍野筋を南方向へ、阿倍野交差点を南へ渡り西方向へすぐ

【大阪市設南霊園内 カトリック阿倍野共同納骨所 への最寄りの出入口】

- 金塚南交差点付近の出入口が徒歩での最寄りとなります。
（阪神高速 14 号松原線高架下）

【大阪市設南霊園 管理事務所】

- 所在地 大阪市阿倍野区阿倍野筋 4-19-115
- 連絡先 06-6661-5924 （8:30～17:00）
※ 閉園日や利用時間の詳細は管理事務所にご確認ください。（月曜日休み）

徒歩の場合（最寄り駅：地下鉄谷町線・阿倍野駅）

「金塚南」の信号近く、墓地出入口から二筋目の右に共同納骨所がございます。



金塚南交差点

最寄り出入口
(徒歩の場合)



お車の場合

「阿倍野区民センター前」の信号から入りますと「やすらぎ天空館」の駐車場がございます。

